

publicity magazine
for small and medium-size enterprise
cyushokigyo-chiba

中小企業ちば

2003. 2. No.450

[主な内容]

■特集	p3
■事業制景	p4
■度況内案ご	p5
■他策案内度況内案ご	p6
■他策案内度況内案ご	p7
■他策案内度況内案ご	p8
■他策案内度況内案ご	p9
■他策案内度況内案ご	p10

- 中央会第2回理事会開催
第155回臨時国会で成立した主な中小企業関係法律
青年部新春講演会開催
新たに事業を始める方へ「企業組合」を活用してみませんか
情報連絡員報告等
大学研究交流オフィスのご案内
中小企業に対するセーフティーネット対策
「企業未来チャレンジ21」の番組表他



中心商店街（千葉市）

2003

2

100yen



千葉県中小企業団体中央会

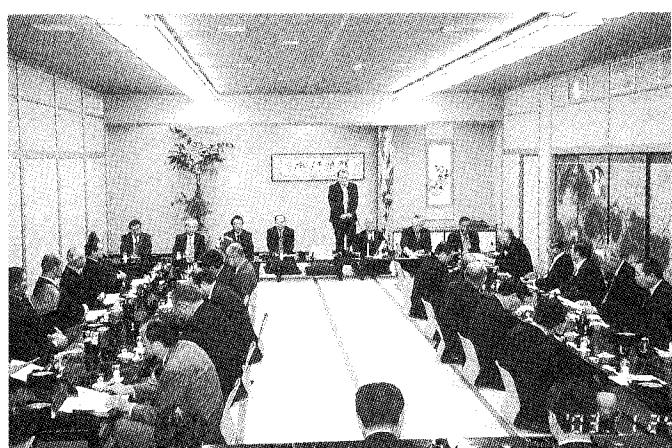
URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会第一回理事会開催

誌平成十四年十二月・第四四八号
参考

■会社更生法（平成十四年法律第
一五四号）更正事件の土地管轄規
定を緩和し、公正手続き開始前に
おける更正会社の財産保全の措置
を充実させ、校正手続きの開始要
件を緩和し、更正計画案の可決要
件を緩和する等再建のための手続
きを整備する

本会は、一月二十四日千葉市内の正木屋において、平成十四年度
第二回理事会を開催した。



理事会では、①平成十四年度事
業の進捗状況並びに収支状況につ
いて、②その他の議案が事務局よ
り説明された後、審議の結果、全
員異議なく承認された。

理事会終了後、新春賀詞交換会
が催され、千葉県の小澤慶和商工
労働部長をはじめ、多くのご来賓
を交えて盛会裏に終了した。

◎第一五五回臨時国会で 成立した主な中小企業 関係法律

第一五五回臨時国会は平成十四
年十月十八日に召集され、十二月
十三日に閉会したが、同国会では
継続審議法案を含めて九十一件が
提出され、七十六件が成立した。
このうち主な中小企業関係法律
は次のとおり。

■中小企業信用保険法の一部を改
正する法律（平成十四年法律第
〇九号）中小企業信用保険につい
て、特定中小企業者の範囲の拡大
等を行うもの

■中小企業等が行う新たな事業活
動の促進のための中小企業等協同
組合法等の一部を改正する法律
(平成十四年法律第一一〇号) ①企
業組合制度の緩和、②有限责任
組合の投資対象の拡大、③株式会
社等の最低資本金等の特例、(本

■中小企業総合事業団法及び機械
類信用保険法の廃止等に関する法
律（平成十四年法律第一四六号）
特殊法人等整理合理化計画を実施
するため、中小企業総合事業団及
び産業基盤整備基金を解散すると
ともに、地域振興整備公団の業務
の一部を廃止し、これらの法人に
関連する権利及び義務を独立行政
法人中小企業基盤整備機構に承継
する等の措置を講ずることとし、
あわせて機械類信用保険法を廃止
し、所要の経過措置を設けるもの

■行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する法律（平成十
四年法律第一五一号）行政機関等
に係る申請、届出その他の手続等
に關し、電子情報処理組織を使用
する方法その他情報通信の技術
を利用する方法により行うことが
できるようにするための共通する
事項を定めた

■電子署名に係る地方公共団体の
認証業務に関する法律（平成十四
年法律第一五三号）電磁的方式に
による申請、届出その他手続きにお
ける電子署名に係る地方公共団体
の認証業務に関する制度その他債
権者の保護等の措置を講ずる

■特定非営利活動促進法の一部を
改正する法律（平成十四年法律第
一七三号）その活動の種類を追加
し、設立及び合併の認証の申請手
続きを簡素化するとともに、暴力
団排除を強化する措置等を講ずる
■預金保険法及び金融機関等の更
生手続きの特例等に関する法律の
一部を改正する法律（平成十四年
法律第一七五号）金融機能の一層
の安定化を図るため、破綻金融機
関に係る資金決済の確保に関し資
金決済に関する預金者その他の債
権者の保護等の措置を講ずる

青年部新春講演会開催

青年部をつくつてみませんか

■青年部新春講演会

千葉県中小企業団体青年中央会は一月二十九日千葉市のばるるプラザ千葉において総勢約百名の参加者のもと新春講演会と新年賀詞交歓会を開催した。

講演会では小林和男作新大学教授が「世界を見る日、日本を見る日」と題して講演。小林先生はN H K の外信部記者として長いこと、ウイーンやモスクワなどで海外勤務を経て、現在は N H K の解説委員として活躍している外交評論家でもある。

ソ連崩壊と I T 革命に始まる経済のグローバル化にどう対応していくかが今後の課題である。現在のデフレ経済も世界のマネーが有利な投資先を求めて、瞬のうちに世界中を駆け巡り、部品や製品、サービスや労働力さえも世界中からコストパフォーマンスのいい所

で調達できる時代が来た。東南アジアとともに、中国の攻勢もけつしてこれらとは無縁ではない。

青年部の皆さんは自らの事業にまい進することは勿論だが、それに加えて自分の商売が社会的にどのような位置づけにあるのか、業界があるいは自分の会社が世界や日本の市場にどうかかわり合っていけるのか、これは中小企業といえども、製造業、商業・サービス業を問わず、若い経営者の皆さん一人ひとりが今後の対応を誤らないようにしていただきたい。

■青年部をつくつてみませんか

組合青年部は、組合の現状に活力を与えるとともに、将来に対する

「種まき」であり、業界をあげ成の場です。

また、組合青年部の連合体であ

し親組合との調整をへて組合の青年経営者にアピールする。

3、親組合の承認

部組織の骨子が固まつたら、親組合の承認を得て、今後の協力をお願いします。その際、予算措置や事務局の応援も要請する。

4、会員の募集

資格者に青年部の設立趣意を明し会員の募集をする。この場合組織率にこだわらず意欲のある者だけでスタートしてもよい。

産業振興部までご照会下さい。

5、発会式の開催

設立同意者が一同に会し、規約、事業計画等の承認を受ける。

発起人は発会式で選任された役員に事務を引き継ぐ。

6、青年中央会への加入

ほかの組合青年部との交流を深め、今後の青年部活動の充実を図るために青年中央会への加入をお勧めします。

2、発起人会の開催

目的をしつかり見極めて、規約、事業計画、予算等の素案を作成

新たに事業を始める方へ

「企業組合」を活用してみませんか

■簡易な企業組織である「企業組合」がベンチャービジネスや地域活動の担い手として注目を集めている。株式会社の資本金に当たる「出資金」の最低額の規定がなく、気軽に法人を設立できるためだ。

本誌昨年十二月号でお伝えしたように、経済産業省・中小企業庁は、創業支援策として、株式会社や有限会社の設立当初の最低資本金規制の撤廃やエンジエル税制の改革と連動して企業組合の規制緩和をした。(二月一日施行)

■企業組合制度の改善点は、①個人のみに限定されていた組合員資格について、法人や投資事業組合も加入できるようにした。

②従事比率要件(組合事業に従事しなければならない組合員の比率)を現行の三分の二以上から二分の一

以上に緩和し、従事しない個人の出資を増やせるようにした。

③組合員比率要件(従業員に占め

る組合員の比率)を、現行二分の一以上から三分の一以上に緩和し、外部の人材の一層の活用を図れるようにした。なお、個人による組合運営という企業組合制度の基本的性格を担保するため、法人等の組合員数(議決権)は四分の一を超えないこととし、その出资比率は全体の二分の一未満に制限され、法人等の組合員は組合の発起人及び役員にはなれない。

■組合員資格の拡大 今次の改正により、自己資本の充実が図られるほか、サポートとして法人等が組合員として加入できることになり、その経営資源を活用できるようになる等、企業体としての機能が強化され、企業組合の活性化が見込まれる。

■従事比率要件の緩和 これによ

り、従事しない資金提供者(エンジエルや特定組合員)からの出資の余地が拡大され、これまで自己

資本に限界のあつた企業組合特有の課題が解消され、新たな事業活動を促進するための企業体としての機動力が高まることが期待される。

■組合員比率要件の緩和 このことにより、パート雇用など外部人材の一層の活用が可能となることから新たな事業活動を促進するための企業体として期待される。

■企業組合の事例 ①保母による働く女性のための育児支援、②高齢者による地域に密着した福祉事業、③リストラ技術者による研究開発、④やる気と能力のある高齢者の雇用機会とその能力の最大発揮など様々な形態が考えられ、このほか⑤地域の町おこしで住民の雇用の場を確保したいとき、⑥スピアンウトや定年退職者が自分の資格やキャリアを生かして事業展開をしたいとき、⑦インターネット利用

■千葉の企業組合 現在、県内は次の企業組合が活躍しております。①久留里建具、②銚子網工、③武内水産、④千葉県森林整備協会、⑤白井聖地公園管理、⑥WCI、「かい」、⑦高滝湖観光、⑧ジェイ・アイ・ユー・サービス、⑨WC C「回転木馬・成田」、⑩花専花、⑪WC回転木馬、⑫WCキッチン「つくし」、⑬WC歩歩、⑭WCウインディースープ、⑮光町特産品販売、⑯佐倉商業開発、⑰クリーナー総合管理、⑱コミュニケーションセンター、⑲アドベンチャーバケーションネットワーク、⑳労協船橋事業団、

(注) i・名称に企業組合は省略。
ii・WCはワーカーズコレクティブ(労働者協同組合)の略称。

(8)何でもいいから法人格を取得して事業をやりたい等、これから新たな事業展開を考えている方は、一度「企業組合」が成功したあかつきには組合事業の成長・発展に応じて会社組織に変更することもできますので、まさに小さく生まれて大きく育てる、創業にうつてつけの組織形態です。

が成功したあかつきには組合事業の成長・発展に応じて会社組織に変更することもできますので、またな事業展開を考えている方は、一度「企業組合」みてはいかがですか。「企業組合」

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向 &トピックス・十一月

■世界的にデフレが進行するなかで我が国経済は危機的な底這い状況が続いている。日本病といわれている本質的にはなにも変えない、語るだけの改革により、体力は確実に蝕まれている。企業の倒産件数は近年に例を見ない最悪の

状況が続いており、中高年の失業や新卒予定者の就職難は深刻だ。今年は断ち切らなければならぬ鎖も多くあるが、組合に叡智を結集し、組織の資源を最大限に活用して、組合員企業の再生と地域経済が立ち直る土台固めの年にしたいものだ。まさに今年こそは中小企業の一ひとりが決意を新たにし、使命感と気迫を持つて挑戦する正念場の年になりそうだ。

■電気鍍金業 【県下全域】 業績は低迷しながらも、横ばいを維持している。

■製材業 平成十三年度の新築住宅着工戸数は、十八年ぶりの低水準であつたが、平成十四年度はさらに割り

込むものと思われる。今後は百八十万戸の低水準が続くものと思われる。

■鉄工団地

【千葉】

金へん業種は売り上げ減少、採算悪化の状態が続き、下げ止まりに歯止めがかかるない。

■小売業

【木更津】

金へん業種は売り上げ減少、採算悪化の状態が続き、下げ止まりに歯止めがかかるない。

■鉄工業

【千葉】

依然として停滞色を強めており、先行きも好材料が見当たらぬい。

■印刷業

【千葉】

要旨の値上げは浸透してきたが、この値上げを単価に転嫁できないため、我々の利益に食い込んでいる。

■菓子製造販売業

【県下全域】

このほど、工業組合でお歳暮向けに複数の加盟店の商品を詰め合わせたギフトセットを組合のホームページを通じて販売したところ

大変好評であった。

■小売業

【東京】

お歳暮等、ギフト商品の単価が年々減少している。

■小売・サービス業

【千葉】

今年の歳末商戦は厳しいと予想されたが、恒例であるハロースタントとハッピーギャンブルは盛況に終了した。

顧客への宣伝媒体をチラシから

D Mやeメールに切り替えたが、結果がでるまでにはしばらく時間がかかりそうだ。

■小売業

【野田】

J R木更津駅前商店街の中に、空き家だった民家を改装したディ

ケア施設が開設された。高齢者や障害者が気軽に立ち寄れる交流の場として期待されている。

■その他の小売業

【勝浦】

勝浦市は土地が少ないため、大型商業施設の進出が見送られてきたが、このほど、衣料品専門の大型店が出店し、地元の商店街は大きな影響を受けるものと思われる。

■その他の個人サービス業【佐倉】 情報誌「さくら街づくり」を十二月十六日に発行した。

■つり船業

【市原】

高滝湖ダムのワカサギ釣りが好調だ。天候によつて若干ばらつきはあるが平均百尾以上の釣果があり、組合では年末年始を返上して対応している。ここは放卵事業を始めたて十年、以前は年により好不

■建設機械業

【県下全域】

操業度は上昇しているが、単価

が思うように通らず、経営は厳しい状況である。

■建設材料卸売業

【県下全域】

数量、価格ともに思わしくない。さらに大型のホームセンターの進出の影響が出ている。

■中古自動車小売業

【県下全域】

年末商戦もよくなかった。直販

■建設業

【県下全域】

も低調に推移。

■リサイクル品卸売業【県下全域】

古紙の輸出が好調なため、国内の在庫が減少したため、メーカー

の在庫が減少したため、メーカー価格が急上昇している。しかし、この状態が今後いつまで続くか楽観は許されない。

■自動車解体業

【県下全域】

スクラップ価格の値上がりにより、ボディガラの処理費用は若干下がつた。そのため、一台あたりの利益率は好転しているが、中古車の発生がかなり減つており、全般的に収益の足をひっぱっている。

■個人教授業

【千葉他】

冬期講習会のため、通常月よりは収益が好転した。

■建設機械業

【県下全域】

操業度は上昇しているが、単価

が思うように通らず、経営は厳しい状況である。

■建設材料卸売業

【県下全域】

数量、価格ともに思わしくない。さらに大型のホームセンターの進出の影響が出ている。

■中古自動車小売業

【県下全域】

年末商戦もよくなかった。直販

も低調に推移。

■建設業

【県下全域】

組合員も官公庁からの受注が増加した。

大学研究交流オフィスのご案内

千葉県産業振興センター東葛テクノプラザでは、県内理工系大学の協力により、多彩な研究者の方々が無料で、技術相談・指導に応じています。お気軽にご利用ください。

学校名	受付	担当教授名	専門分野
千葉工業大学 ※事前予約	適宜受付可 日程は調整	常任理事 江藤 元大 名誉教授 工学部電気工学科 教授 久保田 一	材料力学、材料強度学、材料試験法、機械要素 http://www.it-chiba.ac.jp/subject/index_1.html デジタル信号処理
東京大学 ※事前予約	適宜受付可 日程は調整	柏キャンパスリエゾン室長 八木 健彦 教授 (物性研究所物質科学研究部門)	物性研究所 http://www.issp.u-tokyo.ac.jp/ 宇宙線研究所 http://www.icrr.u-tokyo.ac.jp/index-j.html 大学院新領域創成科学研究科 http://www.k.u-tokyo.ac.jp/j/index.html
	適宜受付可 日程は調整	大学院農学生命科学研究科 溝口 勝 助教授	土壤環境工学 http://soil.en.a.u-tokyo.ac.jp/~mizo/
東京理科大学 ※事前予約	適宜受付可 日程は調整	基礎工学部 材料工学科 長崎 幸夫 助教授	高分子化学、バイオ材料工学、生体機能材料、環境材料 http://www.rs.noda.sut.ac.jp/~nagasaki/indexj.html
	適宜受付可 日程は調整	諏訪東京理科大 (理工学部工業化学科) 西山 勝廣 教授	機械材料、硬質材料、高減衰能材料、軸受材料 http://www.sut.ac.jp/edu/gakubu/kyouin/me/nishiyama.html
千葉大学 ※都合により 日程変更あり	適宜受付可 日程は調整	園芸学部 生物生産科学科 共同研究推進センター長 藤井 貴明 教授	微生物利用学、応用酵素学、環境微生物学 http://www.ccr.chiba-u.ac.jp
	適宜受付可 日程は調整	工学部 電子機械工学科 田中 学 助教授	生体工学、熱工学 微細藻類を利用した二酸化炭素固定化技術 人工呼吸器に関する研究
	1月10日(金) 1月24日(金)	産学連携コーディネーター 野崎 努	鉄鋼精鍊、凝固、金属物理化学 御相談内容に応じて、各専門分野の先生を御紹介する などの研究課題の解決のための総合的指導
日本大学 生産工学部	適宜受付可 日程は調整	機械工学科 研究・技術交流センター長 時末 光 教授	切削工学、接合工学 産業関連分野全般にわたり、御相談内容に応じた学内 コーディネート
日本大学 理工学部	日程は調整	電気工学科 木方 靖二 教授	電力工学、制御工学 http://www.cst.nihon-u.ac.jp/sosiki/ele.html
	日程は調整	精密機械工学科 三橋 道行 専任講師	数値解析、機械系一般 http://www.eme.cst.nihon-u.ac.jp/
東邦大学 理学部	連絡調整可 日程は調整	理学部長 物理学科 岡田 光正 教授	表面物理学、量子エレクトロニクス、磁気物性学 http://www.toho-u.ac.jp/frame set/uni top set.html
東京電機大学 情報環境学部	ニュータウン キャンパスにて相談	情報環境学部長 中村 尚五 教授	情報環境工学、情報環境デザイン http://www.dendai.ac.jp/d2_guide/sie_index.html
木更津工業高等専門学校	適宜受付可 日程は調整	機械工学科 地域共同テクノセンター長 松村 志真秀 教授	機械工作 http://www.kisarazu.ac.jp/~mecha/lab/dyna.html

お問い合わせ (財)千葉県産業振興センター 東葛テクノプラザ <http://www.ttp.or.jp/>

〒277-0882 柏市柏の葉5-4-6 TEL 04-7133-0139 FAX 04-7133-0162

- (2)最近3ヶ月間（または6ヶ月間）の売上高が2年前（または3年前）の同期と比較して5%以上減少し、かつ、前年同期と比較して減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること。
- (3)倒産した企業に対して、営業債権等を200万円以上有しているか、または、倒産した企業との取引額が全取引額の20%以上を占めていること。

2. (1)最近の決算期における当座比率が前期に比べ低下していること。
- (2)最近の決算期における手元流動性比率が前期に比べ低下していること。
- (3)最近の取引条件が悪化していること。

【貸付金利】 運転用滑化利率

【貸付限度額】

中小企業金融公庫→8,000万円（別枠）
商工組合中央金庫→8,000万円（別枠）

【貸付期間】

5年以内（特に必要な場合は7年以内、うち据置期間1年以内）

【担保特例】

担保が不足する場合、担保徵求の一部免除が受けられます。

問い合わせ先

中小企業金融公庫千葉支店 043-243-7121
商工中金千葉支店 043-248-2345
／ 松戸支店 047-365-4111

大企業等の再生手続開始申立等により、多くの関連中小企業者に影響がある場合には、連鎖倒産を防止するため、中小企業信用保険法に基づく特例制度

経営安定関連保証制度

中小企業信用保険法に基づき経済産業大臣により指定された再生手続開始申立等をした企業と取引のある中小企業者が、売掛金債権の回収難等により経営の安定に支障を生じている場合は、所在

地の市町村長の認定を受けることにより、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。なお、利用にあたって、金融機関および信用保証協会の審査があります。

【主な特例措置】

保証限度額の別枠化

一般限度額	別枠限度額
普通保証 2億円	普通保証 2億円
無担保保証 8千万円	無担保保証 8千万円
無担保無保証人保証 1,250万円	無担保無保証人保証 1,250万円

問い合わせ先

千葉県信用保証協会 043-207-7658
／ 東葛飾支所 047-365-6010

万一、取引先企業が倒産といった事態になった場合でも当面の資金繰りに困らないようにするための共済制度

中小企業倒産防止共済制度

取引先企業の倒産により、売掛金債権等の回収が困難となった場合に、回収が困難となった売掛金債権等の額と、積み立てた掛金の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内（最高3,200万円）で、無担保、無保証人、無利子（ただし、貸付額の10分の1は掛金から控除されます）、償還期間5年（うち据置期間6ヶ月）で貸付が受けられる共済制度です。

【毎月の掛金】

月額5,000～80,000円（5,000円きざみ）

【掛金の税制上の措置】

掛金は税法上損金（法人の場合）、必要経費（個人の場合）に算入できます。

問い合わせ先

中小企業総合事業団共済相談室：03-3433-7171

■融資関係は、

中央会連携支援部へご照会下さい。

■共済関係は、

中央会調査企画部へご照会下さい。

経営安定対策について

中小企業に対するセーフティーネット対策

経営者のほとんどは、経営が順調なときはまさか自分の会社が倒産するとは思っていないのが普通ですが、企業はいつも順調であるとは限りません。万一の場合に備えて金融機関や仕入先との信頼関係を深めておくとともに、各種施策の活用についても充分検討しておくことも経営者的心構えとして大切です。

以下に中小企業に対するセーフティーネット対策のうち、①政府系中小企業金融機関融資、②信用保証制度、③倒産防止共済制度の概要を紹介します。条件等詳細については中央会又は問合せ先にご照会下さい。

取引先の倒産や一時的な業況悪化により資金繰りにお困りの中小企業の方への融資制度

政府系中小企業金融機関融資

中小企業体質強化資金助成制度 (経営安定対策貸付制度)

商工会議所等の倒産防止特別相談室に相談の申込をされた中小企業者であって、再建の見込みがあるとして、当該相談室が推薦をした方については、中小企業体質強化資金助成制度を活用した各都道府県等の経営安定対策貸付が利用できます。

【貸付限度】

1,500万円以上で各都道府県等が定める額以内

【貸付期間】

3年以上7年以内（うち据置期間は3ヶ月以上1年6ヶ月以内）で都道府県等が定める期間

緊急経営安定対応貸付制度 (中小企業倒産対策資金)

関連企業の倒産に伴い、資金繰りに困窮をきたしている中小企業者に、緊急に必要とされる運転資金を一般貸付に加え別枠で融資する制度です。

【貸付対象】 次のいずれかの中小企業者

- 倒産企業に対する売掛金債権等を50万円以上有する方
- 倒産企業との取引額が、全取引額の20%以上を占める方

【貸付金利】

基準利率。ただし、倒産企業が増えている等中小企業者をめぐる経済情勢、倒産企業との取引依存度、月平均売上高、担保特例の状況に応じて貸付利率が変わります。

【貸付限度】

中小企業金融公庫	1億5,000万円(別枠)
商工組合中央金庫	1億5,000万円(別枠)

【貸付期間】

5年以内（特に必要な場合は7年以内、うち据置期間1年間以内）

【担保特例】

担保が不足する場合、担保微求の一部免除が受けられます。

緊急経営安定対応貸付制度

(中小企業運転資金円滑化資金)

最近の経済環境の変化のため、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている中小企業者のために運転資金を一般貸付に加え別枠で融資する制度です。

【貸付対象】

最近の経済環境の変化等により、資金繰りに困難を生じている中小企業者であって、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方で、次の1.のいずれかに該当し、かつ、2.のいずれかの要件を満たす方。

1. (1)最近3ヶ月間（または6ヶ月間）の売上高が前年同期比5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること。

